

# 工事請負契約設計変更ガイドライン

令和6年10月  
東京都水道局

# 目 次

ガイドラインの策定と改正の背景 .....	1
第1章 設計変更 .....	2
1-1 適用範囲 .....	2
1-1-1 「工事請負契約設計変更ガイドライン」の適用範囲 .....	2
1-2 設計変更の基本事項 .....	2
1-2-1 設計変更の基本的な考え方 .....	2
1-2-2 設計変更等の対象事項 .....	3
1-2-3 設計変更の対象とならないケース .....	5
1-2-4 設計変更の手続（契約約款第17条第1項関係） .....	6
1-2-5 設計変更の手続（契約約款第18条関係） .....	7
1-2-6 設計変更の手続（契約約款第20条関係） .....	8
1-2-7 設計変更の手続（契約約款第21条関係） .....	9
1-2-8 設計変更の手続（「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合） .....	10
1-3 設計変更の対象となる具体的な事例 .....	11
1-3-1 図面と仕様書が一致しない .....	11
1-3-2 設計図書に誤り又は脱漏がある .....	11
1-3-3 設計図書の表示が明確でない .....	11
1-3-4 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する .....	12
1-3-5 予期することのできない特別な状態が生じた .....	12
1-3-6 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更 .....	13
1-3-7 受注者の責によらない事由による工事の一時中止 .....	13
1-3-8 受注者の請求による工期の延長 .....	14
1-3-9 発注者の請求による工期の短縮 .....	14
1-4 仮設及び施工方法等の設計変更 .....	15
1-4-1 基本的な考え方 .....	15
1-4-2 任意と指定の考え方 .....	15
1-4-3 任意における不適切な対応事例 .....	15
1-4-4 指定とする場合の事例 .....	15
1-4-5 任意仮設と指定仮設 .....	15
1-4-6 仮設の設計変更の留意点 .....	16
第2章 設計図書の照査 .....	17
2-1 「設計図書の照査」の基本事項 .....	17
2-1-1 「設計図書の照査」に係る規定 .....	17
2-1-2 「設計図書の照査」の位置づけ .....	18
2-1-3 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例） .....	19
2-1-4 設計図書の照査項目と主な内容の例 .....	20

第3章 工事一時中止 .....	23
3-1 発注者の中止指示義務 .....	23
3-2 工事を中止すべき場合 .....	24
3-3 中止の指示・通知 .....	25
3-4 基本計画書の作成 .....	26
3-5 工期短縮計画書の作成 .....	27
3-6 契約金額又は工期の変更 .....	28
3-7 工事の一時中止に係る基本フロー .....	29
3-8 工事の一時中止に係る基本フローの解説 .....	30
3-9 工事における工期の延長等に伴う増加費用等について .....	31
3-10 全部一時中止と一部一時中止の違い .....	37
3-11 全部一時中止と一部一時中止の積算内容の違い .....	38
3-12 工事の一時中止の増加費用の適用範囲及び項目 .....	39
3-13 基本計画書の作成例 .....	41
3-14 簡便法による積算の計算例 .....	42
3-15 積上げによる積算の請求書例 .....	43
3-16 様式 .....	47

## ガイドラインの策定と改正の背景

### ➤ ガイドライン策定の背景

公共工事は、多様な制約条件の下で個別に設計・施工を行い、多岐にわたる目的物を完成させるものである。

発注者は、工事を円滑かつ適切に実施するため、工事施工上の制約となる施工条件を仕様書等に明示し、発注者と受注者の役割分担を明確にするとともに、施工条件が変わった場合の措置を明確にする必要がある。

工事請負契約に係る標準契約書の約款（以下「契約約款」という。）第17条（条件変更等）に、施工条件が変わった場合等の確認手続、設計図書の変更等について定めているが、「施工条件の明示が不十分」及び「変更手続の認識不足」などの理由により、設計変更が適切に行われていないとの意見もある。

このことから、設計変更の対象事項や設計変更に必要な手続などを明らかにすることにより、必要な設計変更を適切に行い、もって、公共工事の品質確保を図るため、平成21年6月に本ガイドラインを策定したものである。

### ➤ ガイドライン改正の背景

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）の第7条では、発注者の責務として、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が明記され、設計変更が発注者の責務として法的に位置付けられた。

このような背景のもと、発注者と受注者がともに設計変更について十分に理解し、設計変更が適切かつ円滑に実施されるよう、発注者と受注者双方の責務や手続を明確にするほか、「設計図書の照査」についても明確にするなど、本ガイドラインは適宜改正を行ってきた。

#### 【改正経緯】

平成29年4月：「工事一時中止」や「設計図書の照査」の明確化

平成31年4月：一部一時中止の積算方法等の見直し

令和6年10月：猛暑による作業の一時的な中止を対象として明確化

# 第1章 設計変更

## 1-1 適用範囲

### 1-1-1 「工事請負契約設計変更ガイドライン」の適用範囲

「工事請負契約設計変更ガイドライン」は、東京都水道局で発注する工事に適用する。

## 1-2 設計変更の基本事項

### 1-2-1 設計変更の基本的な考え方

工事の施行は設計図書に基づいて行うべきであるが、設計図書と現場等に差異が生じた場合は、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行うこととし、その結果、契約金額や工期に変更が生じた際は契約変更を行う。

この場合、特に留意すべき点として、工種の追加が必要になった場合において、現に施行中の工事と分離して施工することが著しく困難であり、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる契約金額の変更又は工期の変更を行うこととする。この場合において、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が著しく増大となることを理由に設計変更に応じない又は設計変更に伴って必要と認められる工期の変更を行わないといったことがあってはならない。

なお、このいずれにしても、適切な設計図書と工期設定のもと、発注していることが前提であることは言うまでもない。発注金額を抑えるために分割発注し、発注後に一体施工を理由に設計変更するなど、設計変更を前提とした発注は、受注者に負担を強いるばかりか、適切な設計変更を阻害するものであり、厳に行ってはならない。

## 1-2-2 設計変更等の対象事項

契約約款において、条件変更等に関する事項は第17条（条件変更等）第1項に、設計図書の変更を発注者が必要と認めるときに関する事項は第18条（設計図書の変更）に、また、受注者の責によらない事由による工事の一時中止に関する事項は第19条（工事の中止）第1項に規定している。

契約約款第17条（条件変更等）第1項（抜粋）

- 受注者は、工事の施行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者又は監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

契約約款第18条（設計図書の変更）（抜粋）

- 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

契約約款第19条（工事の中止）第1項（抜粋）

- ～受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施行できないと認められるとき、又は第17条第1項の事実についての確認が発注者と受注者との間で一致しない場合において受注者が工事を施行することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止について直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施行を一時中止させなければならない。

契約約款において、設計変更となり得るケースは次のように規定している。

設計変更の対象事項	契約約款
1 支給材料、貸与品及び発生品の変更を発注者が必要と認める場合	第14条第7項
2 工事の施行が設計図書に適合しない場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由による場合	第16条第1項
3 図面と仕様書が一致しない場合 (優先順位が定められている場合を除く。)	第17条第1項第1号
4 設計図書に誤り又は脱漏がある場合	第17条第1項第2号
5 設計図書の表示が明確でない場合	第17条第1項第3号
6 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違する場合	第17条第1項第4号
7 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合	第17条第1項第5号
8 受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業を発注者(監督員)が指示した場合	第17条 第18条
9 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して設計変更する場合	第18条
10 工事用地等の確保できない等のため又は自然的若しくは人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、受注者が工事を施行できないと認められる場合又は条件変更等の事実についての確認が発注者と受注者との間で一致しない場合(受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業が発生した場合を含む。)に、工事を一時中止する場合	第19条
11 自己の責めに帰すことができない事由により、受注者が発注者に工期の延長を請求する場合	第20条
12 特別の理由により工期の短縮を発注者が受注者に請求する場合	第21条

上記のほかにも、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更(第24条)、臨機の措置(第25条)などにおいて設計変更する場合があることを規定している。

### 1-2-3 設計変更の対象とならないケース

次の場合は、原則として設計変更ができない。ただし、契約約款第25条（臨機の措置）により施工した場合はこの限りでない。

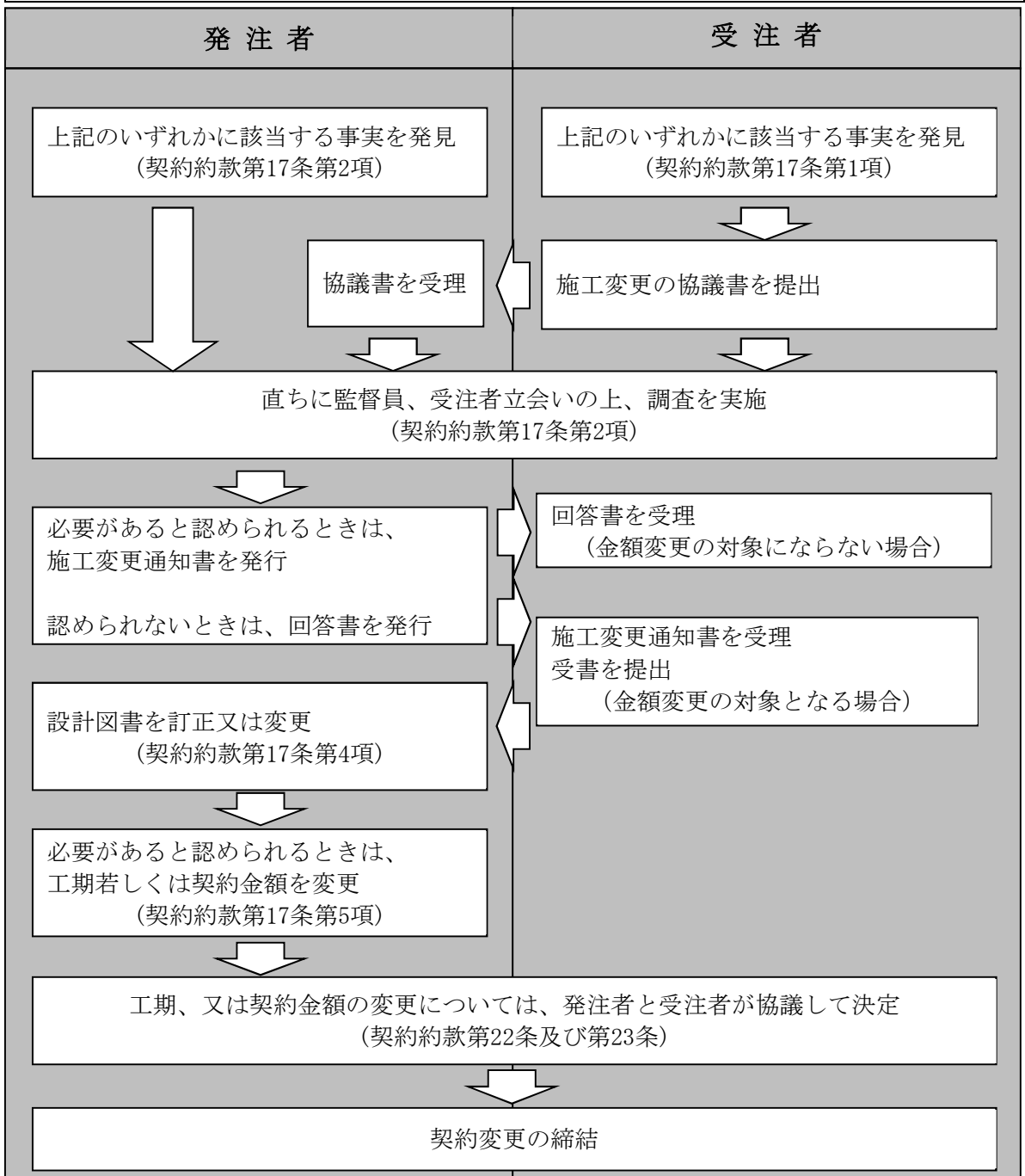
- (1) 契約約款第17条から第23条までに定められた手続及び配水管工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）に定められている所定の手続を経ていない場合
- (2) 正式な書面による指示等によらないで施工した場合（口頭のみ指示・協議等）
- (3) 設計図書に条件明示のない事項について、発注者と協議を行わず、受注者が独自の判断で施工した場合
- (4) 発注者と受注者の協議が調わない時点で施工した場合
- (5) 「承諾」で施工した場合

※ 承諾とは、受注者自らの都合により施工方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と現場との相違や条件明示のない事項等については、契約約款第17条（条件変更等）で処理される必要があり、安易に承諾による施工を認めることは避けるべきである。



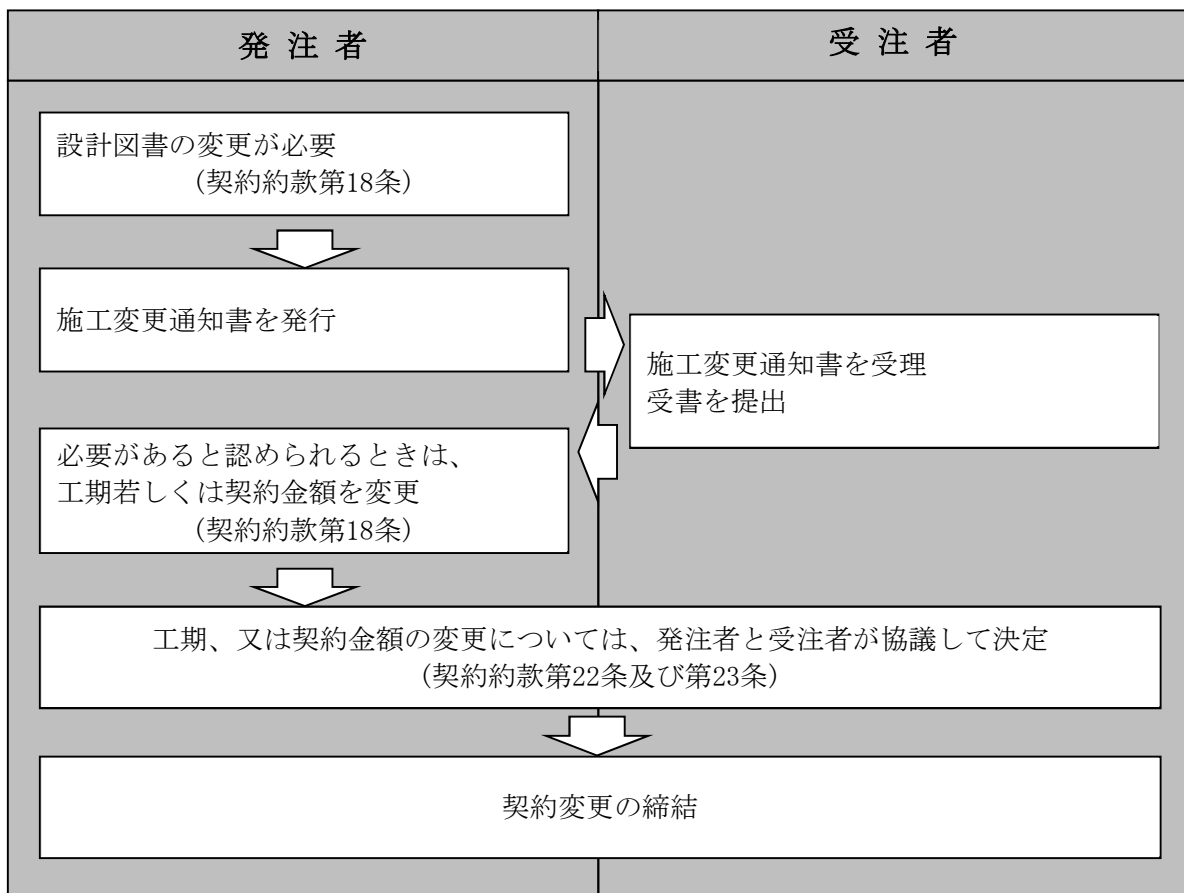
### 1-2-4 設計変更の手続（契約約款第17条第1項関係）

- 図面と仕様書が一致しない場合  
（これらの優先順位が定められている場合を除く）
- 設計図書に誤り又は脱漏がある場合
- 設計図書の表示が明確でない場合
- 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが相違する場合
- 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合



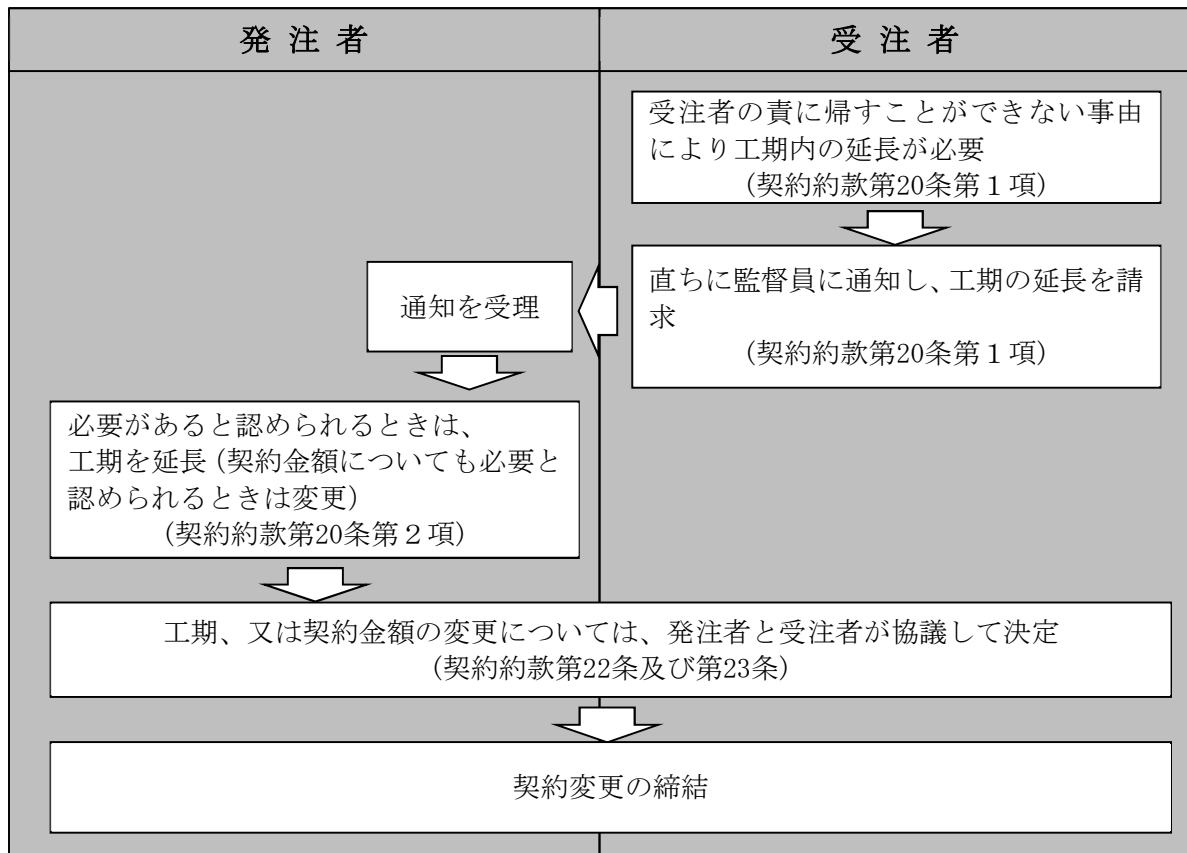
### 1-2-5 設計変更の手続（契約約款第18条関係）

➤ 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して設計変更する場合



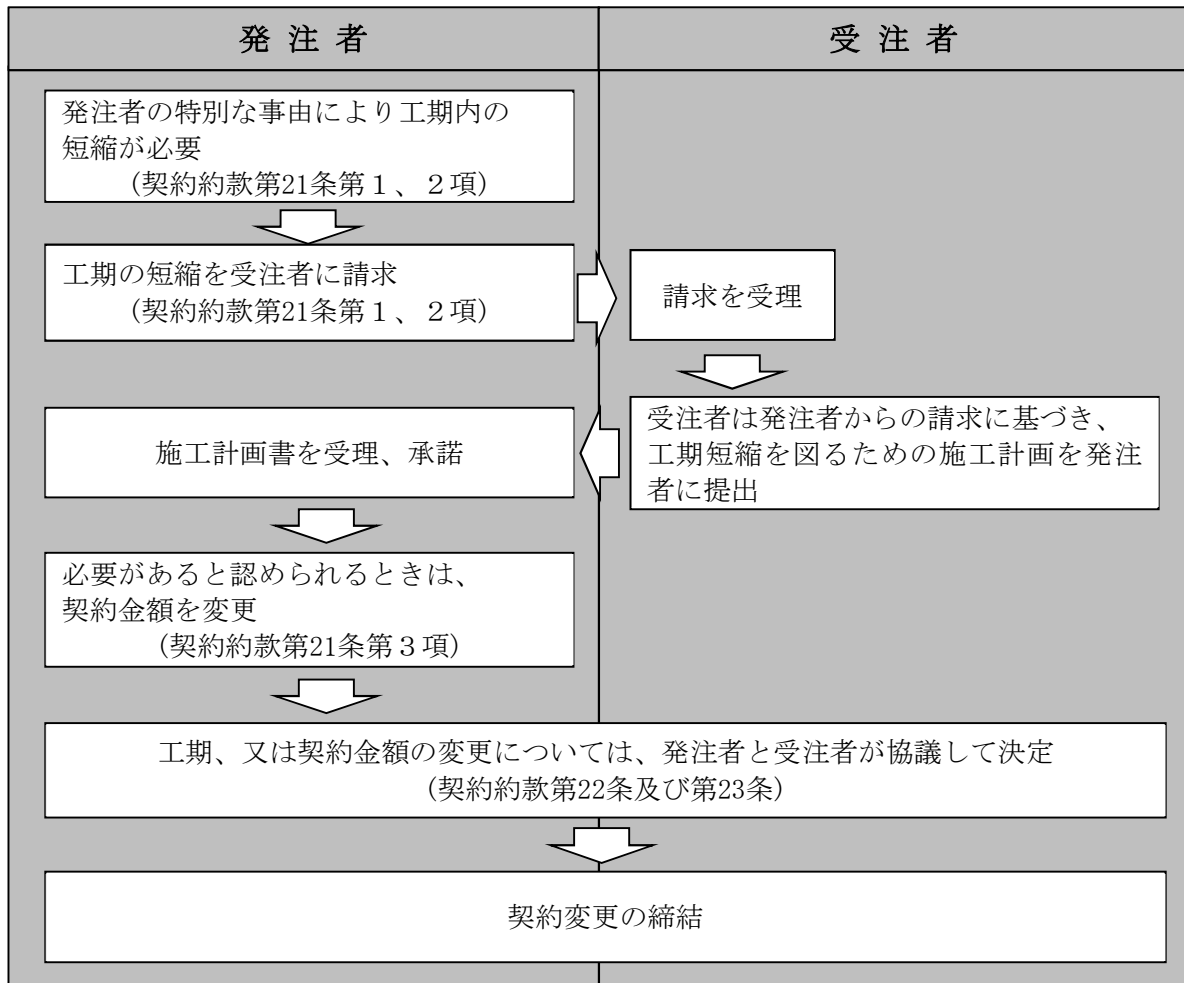
### 1-2-6 設計変更の手続（契約約款第20条関係）

➤ 受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合



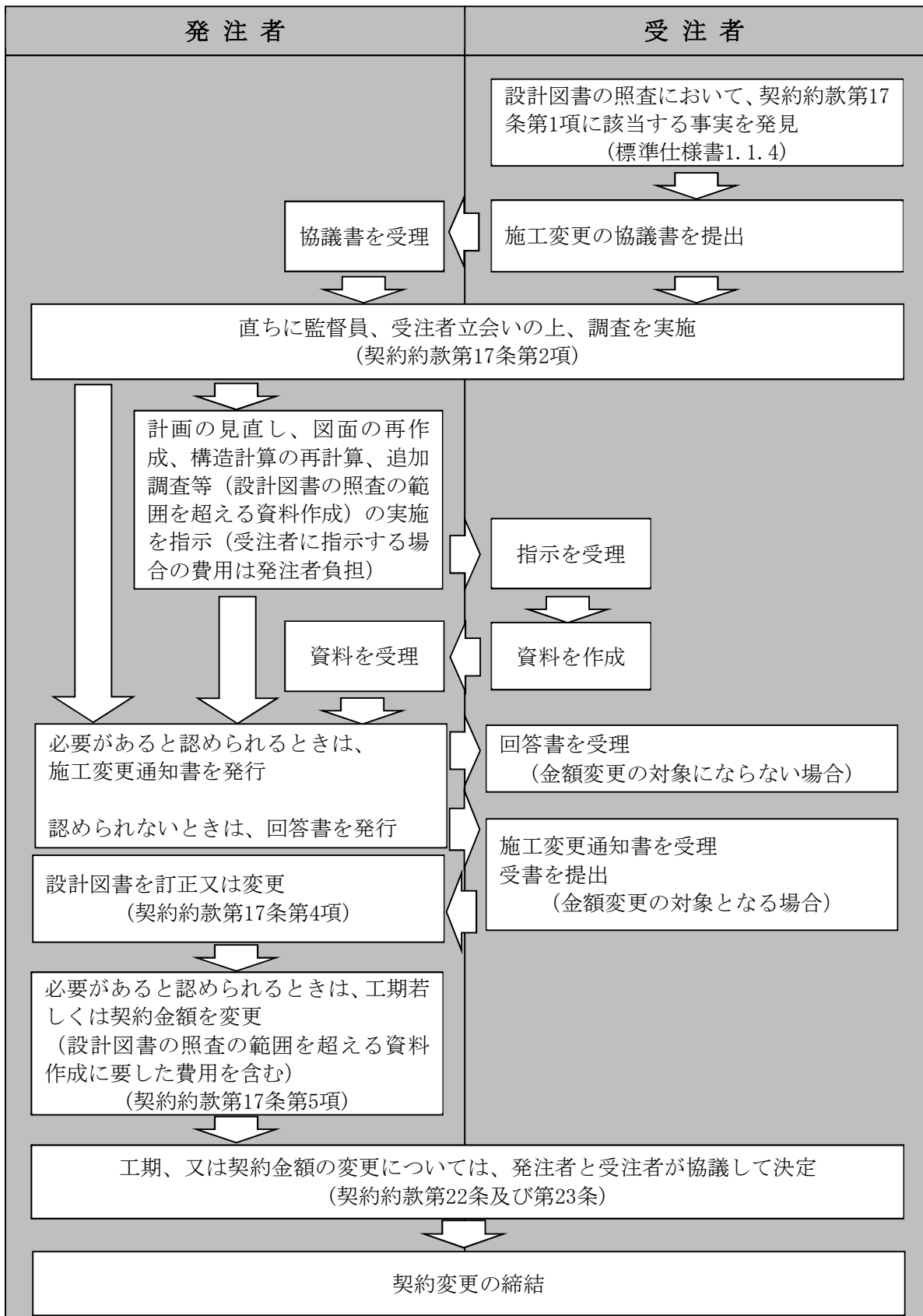
### 1-2-7 設計変更の手続（契約約款第21条関係）

➤ 発注者の特別な事由により工期を短縮する必要がある場合



1-2-8 設計変更の手続（「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合）

➤ 受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業を発注者（監督員）が指示した場合



## 1-3 設計変更の対象となる具体的な事例

### 1-3-1 図面と仕様書が一致しない

契約約款第17条第1項第1号

○ 図面と仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(説明)

- 受注者は、図面と仕様書が一致しない場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 発注者は、受注者から確認を請求された場合、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

(事例)

- 図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合
- 平面図と断面図の寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない場合等

### 1-3-2 設計図書に誤り又は脱漏がある

契約約款第17条第1項第2号

○ 設計図書に誤り又は脱漏があること。

(説明)

- 受注者は、設計図書に誤り又は脱漏があると思われる場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 発注者は、受注者から確認を請求された場合、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

(事例)

- コンクリートの表記で、東京都の略称表記とJIS表記が混在している場合
- 工事施行の制約条件である、土質に関する条件明示がない場合
- 工事施行の制約条件である、地下水位に関する条件明示がない場合
- 工事施行上必要な材料仕様について、明示がない場合等

### 1-3-3 設計図書の表示が明確でない

契約約款第17条第1項第3号

○ 設計図書の表示が明確でないこと。

(説明)

- 受注者は、設計図書の表示が明確でない場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 発注者は、受注者から確認を請求された場合、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

(事例)

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- 水替工について、作業時又は常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- 図面の記載内容が読み取れない場合等

#### 1-3-4 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する

契約約款第17条第1項第4号

- 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが相違すること

(説明)

- 設計図書に明示されている施工条件と実際の工事現場の施工条件が相違する場合は、工事の施工方法や工事目的物を変更する可能性があるため、発注者に相違する事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 発注者は、受注者から確認を請求された場合、受注者立会の上、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。
- 受注者が実施する照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合（受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合）、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする。この場合、受注者に資料等の作成を指示する場合は、設計変更により、その費用を負担する。  
⇒「第2章 設計図書の照査」参照

(事例)

- 設計図書に示された土質や想定支持地盤が、現地条件と一致しない場合
- 設計図書に示された地下水位が、現地条件と一致しない場合
- 設計図書に示された配管等が、現地条件と一致しない場合
- 設計図書に示された交通誘導警備員の人数等が、道路使用許可等の内容と一致しない場合等

#### 1-3-5 予期することのできない特別な状態が生じた

契約約款第17条第1項第5号

- 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(説明)

- 設計図書に施工条件として明示されていないが、工事实施の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、発注者に発生事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 発注者は、受注者から確認を請求された場合、受注者立会の上、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

(事例)

- 施工中に地中障害物を発見し、工事の支障となった場合
- 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合
- 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった場合等

### 1-3-6 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更

#### 契約約款第18条

- 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (説明)

- 発注者は、住民要望、周辺環境等の与条件を十分に検討した上で、工事を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。  
⇒「第3章 工事一時中止」参照

#### (事例)

- 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合
- 関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合
- 猛暑による作業の一時的な中止を行ったことにより、変更する必要があると認める場合等

### 1-3-7 受注者の責によらない事由による工事の一時中止

#### 契約約款第19条（抜粋）

- (略) 受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施行できないと認められるとき、又は第17条第1項の事実についての確認が発注者と受注者との間で一致しない場合において受注者が工事を施行することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止について直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施行を一時中止させなければならない。
- 発注者は、(中略) 工事の施行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場等を維持するために増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (説明)

- 受注者の責に帰すことができない事由により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施行できないと認められる場合は、発注者は工事を一時中止させなければならない。  
⇒「第3章 工事一時中止」参照
- 発注者は、工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工事現場等を維持するための費用等を負担しなければならない。

#### (事例)

- 設計図書に定められた着手時期に、受注者の責によらず施工できないため、工事を一時中止した場合
- 関係官公署等の協議が未了のため、工事を一時中止した場合
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定されたため、工事を一時中止した場合
- 受注者の責によらないトラブル(地元調整等)が生じたため、工事を一時中止した場合
- 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)ため、工事を一時中止した場合
- 工事用地の確保ができない等のため工事を一時中止した場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため工事を一時中止した場合
- 埋蔵文化財の発掘(発見)又は調査、その他の事由により工事を一時中止した場合等



### 1-3-8 受注者の請求による工期の延長

#### 契約約款第20条

- 受注者は、自己の責めに帰すことができない事由により、工期内に工事を完了することができないときは、その理由を明示して、発注者に工期の延長を請求することができる。
- 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (説明)

- 受注者は、関連工事の影響等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

#### (事例)

- 関連工事等の影響により、工期延長が必要な場合
- その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合等

### 1-3-9 発注者の請求による工期の短縮

#### 契約約款第21条

- 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。
- 発注者は、前項の場合において、必要があると認められたときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (説明)

- 発注者は、関連工事の影響など、発注時には想定できなかった条件の変更等の特別な事由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

#### (事例)

- 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- その他の事由（地元調整、関係機関調整等）により工期の短縮が必要な場合等

## 1-4 仮設及び施工方法等の設計変更

### 1-4-1 基本的な考え方

工事目的物を完成させるために必要な仮設及び施工方法その他一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、受注者がその技術力等を発揮するところであり、施工主体である受注者の責任による自主的な選択が原則である。

一方、受注者の自主的な選択を制限する必要がある場合は、設計図書等に特別の定めを明示し、「施工方法等」を指定することができる。

#### 契約約款第1条第3項

○ 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

### 1-4-2 任意と指定の考え方

	任 意	指 定
設計図書	施工方法等について具体的に指定しない	施工方法等について具体的に指定する
施工方法等の変更	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）	発注者の指示又は承諾が必要
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象としない	設計変更の対象とする
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする

### 1-4-3 任意における不適切な対応事例

- ○○工法で積算しているのに、「○○工法以外での施工は不可」との対応
- 標準歩掛かりではバックホウで施工となっているのに、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

### 1-4-4 指定とする場合の事例

- 関係官公署との協議により制約条件のある場合
- 特許工法又は特殊工法を採用する場合
- 環境対策等、第三者に特に配慮する必要がある場合
- 他の工事等に使用するため仮設物を工事完了後も存置する必要がある場合等

### 1-4-5 任意仮設と指定仮設

#### (1) 任意仮設

発注者は、設計図書に仮設の構造、規格、寸法、施工方法等を決定するために必要な条件のみを明示する。受注者は、明示された条件に基づき、その責任において自主的に仮設、施工方法等を選択し、安全性の確認等、必要な検討を行い施工する。

#### (2) 指定仮設

関係官公署等との協議や第三者との調整等により、「仮設及び施工方法等」を指定する必要がある場合、発注者は設計図書等に仮設の構造、規格、寸法、工法等の特別な定めを明示し、指定する。

#### 1-4-6 仮設の設計変更の留意点

##### (1) 任意仮設

任意仮設は、受注者がその責任において定めるものであり、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。ただし、任意であっても、当初積算時の想定条件と現地条件が異なる場合や、新たな制約条件が追加された場合には設計変更の対象とする。

(事例)

- 土質や想定支持地盤が想定と現地で異なる場合
- 管理者との協議により、新たな条件を付された場合など

##### (2) 指定仮設

指定仮設は、設計変更の対象とする。

## 第2章 設計図書の照査

### 2-1 「設計図書の照査」の基本事項

#### 2-1-1 「設計図書の照査」に係る規定

契約約款第17条（条件変更等）及び標準仕様書では、次のように受注者が設計図書の照査を自らの負担で行うことになっている。

契約約款第17条（条件変更等）

第17条 受注者は、工事の施行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者又は監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面と仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが相違すること。
  - (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 発注者又は監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。
  - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が発注者と受注者との間において確認された場合は、発注者は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
  - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

標準仕様書 第1章総則 第1節一般事項

#### 1.1.4 設計図書の照査等

##### (2) 設計図書の照査

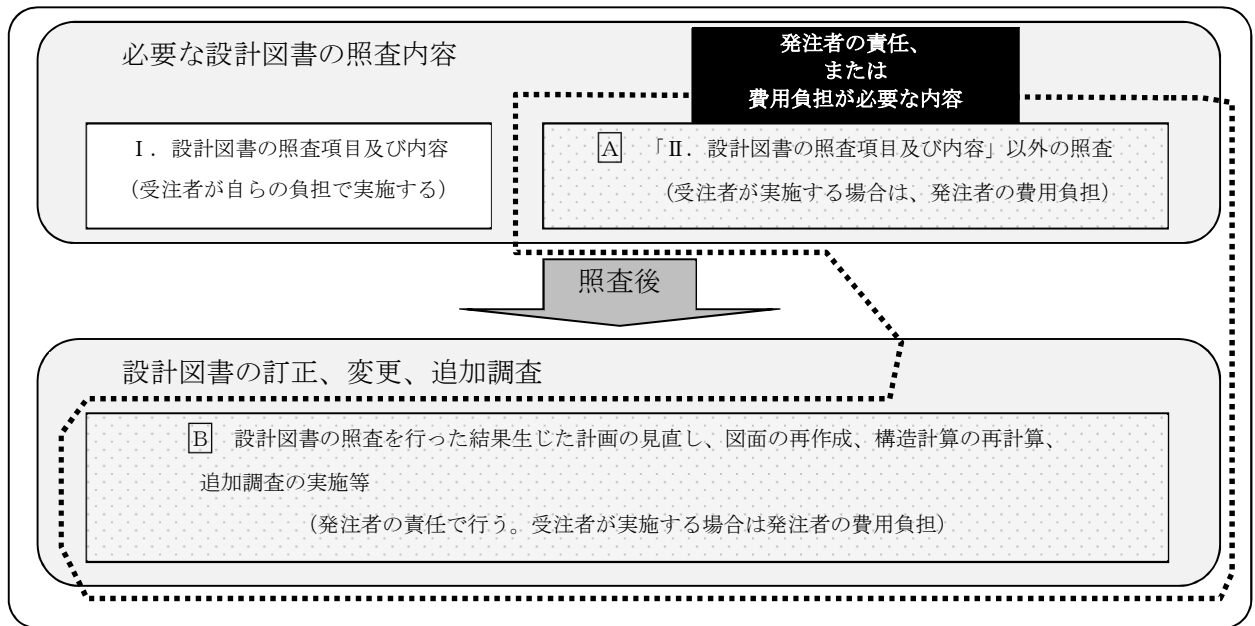
受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第17条（条件変更等）第1項第1号から第5号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めること。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、その要求に従うこと。

## 2-1-2 「設計図書の照査」の位置づけ

- (1) 受注者は、工事請負契約書及び標準仕様書に基づいて、設計図書の照査を行うこととなる。
  - (2) 標準仕様書1.1.4「設計図書の照査」に記載のあるとおり、照査結果から契約約款第17条にある、現場と設計図書が一致しないこと的事实を監督員が確認できる資料（現地地形図、施工図等）の作成は、受注者の負担により作成を行う。
  - (3) また、照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする（受注者に作成を指示する場合は、その費用を発注者が負担する。）。
- それぞれの位置付けを下図に示す。



### 2-1-3 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）

2-1-2図中の[A]に該当するもの

- ① 「設計要領」や「各種示方書」等に記載されている対比設計。
- ② 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ③ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。

2-1-2図中の[B]に該当するもの

- ④ 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ⑤ 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ⑥ 現地測量の結果、排水計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の横断計画の見直しが必要となるもの。
- ⑦ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑧ 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑨ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑩ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑪ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑫ 舗装工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず標準仕様書に基づいて縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる。）。
- ⑬ 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。
- ⑭ 要領等の変更にともなう構造計算及び図面作成。
- ⑮ 照査の結果必要となった追加調査の実施。

〈例〉・ボーリング調査

- ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
- ・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査
- ・路床安定処理工における散布及び混合を行う際の粉塵対策
- ・移設不可能な埋設物対策

（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図、並びに監督員に条件変更の確認を請求する場合の資料作成については、受注者の費用負担によるものとする。

## 2-1-4 設計図書の照査項目と主な内容の例

受注者は下表を参考に設計図書の照査を行う。

No.	項目	主な内容	
1	当該工事の条件 明示内容の照査	1-1	施工条件の明示事項に不足がないかの確認
		1-2	施工条件の明示事項と現場条件に相違がないかの確認
2	関連資料・貸与 資料の確認	2-1	ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリングが起きない事を検討し確認したか
		2-2	ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか
		2-3	浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか
		2-4	地質調査報告書は整理されているか 追加ボーリングは必要ないかの確認
		2-5	軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認(圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等)
		2-6	測量成果報告書(平面、横断、縦断)は整理されているかの確認
		2-7	標準仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認
		2-8	設計計算書等(構造物(指定仮設含む)、隣接工区等含む)はあるかの確認
		2-9	特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占用者に関する資料はあるかの確認
		2-10	地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認
		2-11	地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面(平面、横断、深さ等)等関連資料があるか
		2-12	設計成果物等(報告書等)の貸与資料(電子データを含む)に不足がないか、追加事項があるかの確認
		2-13	電食防止に関する資料があるか確認
3	現地踏査	3-1	工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認
		3-2	建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認
		3-3	周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認
		3-4	土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認
		3-5	仮囲い若しくは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合又は苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認

		3-6	砂防土工における斜面对策としての盛土工(押え盛土)を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査
		3-7	施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認
		3-8	境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認
		3-9	トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認
		3-10	道路管理台帳及び埋設管との現地確認
		3-11	鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認
		3-12	電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認
		3-13	工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水又は鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認
		3-14	漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がないか施工前に確認
		3-15	地質調査報告書と工事現場の踏査結果(地質、わき水、地下水など)が整合するかの確認
		3-16	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認
		3-17	土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認
		3-18	アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査
		3-19	周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認
		3-20	防爆型を採用した現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認
4	設計図	4-1	桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認
		4-2	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査
		4-3	一般図には必要な項目が記載されているかの確認(水位、設計条件、地質条件、建築限界等)
		4-4	平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認
		4-5	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認



		4-6	構造図に地質条件(推定岩盤線、柱状図、地下水位等)を明記してあるかの確認		
		4-7	図面が明瞭に描かれているかの確認(構造物と寸法線の使い分けがなされているか)		
		4-8	構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認		
		4-9	各設計図がお互いに整合されているかの確認 ・一般平面図と縦断図(構造一般図と線形図) ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属物図(支承配置図、落橋防止図等) ・本体と付属物の取り合い 等		
		4-10	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認(特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか) ・壁厚 ・鉄筋(径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置) ・使用材料 ・その他		
		4-11	形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認		
		4-12	地質調査報告書と設計図書の整合(調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図)はとれているかの確認		
		4-13	隣接工区等との整合はとれているかの確認		
		4-14	構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認(架設条件が設計図に反映されているか) ※橋梁上部工のみ対象		
		5	数量計算	5-1	数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認
				5-2	数量とりまとめは種類毎、材料毎にまとめられているかの確認
				5-3	横断面図面による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認
		6	設計計算書	6-1	使用されている設計基準等は適切かの確認
				6-2	設計基本条件は適切かの確認(荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等) ※橋梁上部工事のみ対象
		6-3	構造・線形条件は妥当かの確認(橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等) ※橋梁上部工事のみ対象		
		6-4	セグメントの構造計算は適切に行われているか確認		
		6-5	土工収支バランスは一致しているか確認		

### 第3章 工事一時中止

#### 3-1 発注者の中止指示義務

(1) 受注者の責に帰することができない事由により工事を施行できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない【工事請負契約書約款（以下「契約書」という。）第19条】。

受注者は、工事施行不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要であれば速やかに工事中止を指示する。

契約書第19条（工事の中止）第1項（抜粋）

○ ～受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施行できないと認められるとき、又は第17条第1項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施行することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止について直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施行を一時中止させなければならない。

※ 以降の一時中止に係る事項については、全部の中止であると一部の中止であると共通とする。

(2) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取扱いについては、以下のとおり。

ア 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。

イ 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延長※となった場合は、技術者の途中交代が認められる【東京都水道局工事施行適正化推進要綱第5.3.一】。

※ 大幅な工期延長とは、契約書第45条（受注者の解除権）第1項第2号を準拠して、「工期延長期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が180日を超えるときは、180日）を超える場合」を目安とする。

### 3-2 工事を中止すべき場合

- (1) 受注者の責に帰すことができない事由により工事を施行できないと認められる場合は、①「工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施行できないと認められるとき」、②「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施行できないと認められるとき」、③「第17条第1項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施行することができないと認められるとき」の3つが規定されている【契約書第19条】。

ア 工事用地等の確保ができない等のため工事を施行できない場合

発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため（契約書第15条）施行できない場合

イ 自然的又は人為的な事象のため工事を施行できない場合

(ア)「自然的又は人為的な事象」には、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。

(イ)「工事現場の状態の変動」には、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい示威行為も含まれる。

ウ 第17条第1項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施行することができない場合

(ア)設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施行を続けることが不可能な場合

(イ)地中障害物の発見など、予期することのできない特別な状態が生じたため施行を続けることが不可能な場合

- (2) 上記の3つの規定以外に、発注者は必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施行を一時中止することができる。

一時中止を指示する場合は、「施行できないと認められる状態」にまで達していることが必要である。「施行できないと認められる状態」とは、物理的に施行が不可能であるなど、客観的に「施行できないと認められる」場合を意味する。

### 3-3 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するに当たっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない【契約書第 19 条】。

また、工事現場を適正に維持管理するために、受注者と最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

#### (1) 発注者の中止権

ア 発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

イ 発注者が工事を中止させることができるのは、工事の完了前に限られる。

#### (2) 受注者による中止事案の確認請求

受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

#### (3) 工事の中止期間

ア 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。

イ このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

ウ 発注者は、一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。

エ このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

### 3-4 基本計画書の作成

工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る【配水管工事標準仕様書1. 1. 8 (3)】。

※ 実際に工事着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、承諾を得ることとする。

※ 一部一時中止等で、工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、基本計画書の記載内容を省略することができる。

※ 猛暑による作業の一時的な中止を行った場合は、基本計画書の作成は不要であり、一時的な中止を行った作業、日時が分かる資料（週報等）を発注者に提出することとする。

基本計画書の作成に当たっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、再開に備えての方策の認識に相違が生じないようにする。

一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

#### (1) 記載内容

ア 基本計画書作成の目的

イ 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること。

ウ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。

エ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

オ 工事再開に向けた方策

カ 工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠

キ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

※ 指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

#### (2) 管理責任

ア 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。

イ 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

### 3-5 工期短縮計画書の作成

発注者は一時中止期間の解除に当たり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。【契約書第 21 条】

受注者は発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。

協議に当たっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

#### (1) 記載内容

- ア 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること。
- イ 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること。
- ウ 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用。

#### (2) 工期の変更

- ア 受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に基づき施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める。
- イ 工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う。

### 3-6 契約金額又は工期の変更

工事を中止した場合のほか、設計図書の変更を行う場合において、「必要があると認められる」ときは、契約金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

#### (1) 契約金額の変更

発注者は、工事を中止させた場合に契約金額の変更では<sup>てんぽ</sup>填補し得ない受注者の増加費用及び損害を負担しなければならない。

#### (2) 増加費用

ア 工事用地等を確保しなかった場合に、新たに工事用地等を確保することにより生じたもの  
イ 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

#### (3) 損害の負担

ア 発注者に過失がある場合に生じたもの  
イ 事情変更により生じたもの

※ 増加費用と損害は区別しないものとする。

#### (4) 工期の変更

ア 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

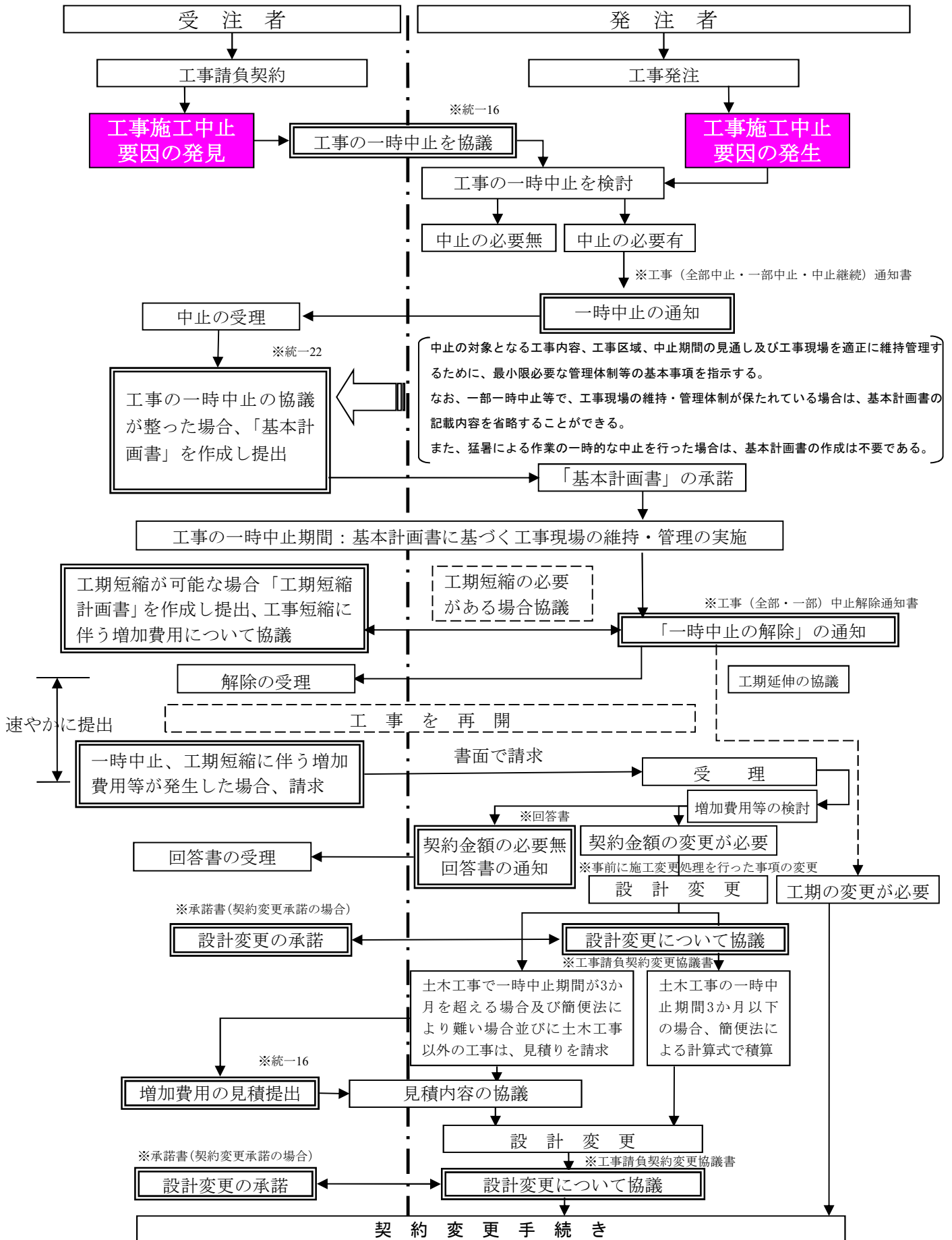
イ 地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要す場合もあるが、これらを含めて工期延長することが可能である。

(5) 中止がごく短期間である場合や中止が部分的で全体工事の施行に影響がない等例外的な場合を除き、契約金額及び工期の変更を行う。

#### (6) 契約金額の変更手続

一時中止に伴う増加費用の算定にあつては、事前に施工変更処理を行った事項を設計変更処理した後に、改めて一時中止に伴う増加費用の算定を行う。

### 3-7 工事の一時中止に係る基本フロー





### 3-8 工事の一時中止に係る基本フローの解説

- (1) 工事の施行中止要因は、発注者と受注者により工事の一時中止について協議及び検討（工事現場を適正に維持管理するための検討を含む。）すること。  
なお、工事の一時中止期間が契約書第45条（受注者の解除権）第1項第2号に該当する場合、受注者に契約の解除権が発生するため、そのことも踏まえ検討すること。
  - ア 「中止の時期」の確認
  - イ 中止期間の見通しの確認 → 特に常駐させる技術者等の取扱いに留意
- (2) 協議及び検討の結果、工事の一時中止が必要な場合、発注者は「工事（全部中止・一部中止・中止継続）通知書」にて、受注者に工事の一時中止を原則として協議開始から速やかに（14日以内）通知し承諾を得ること。  
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示すること。
- (3) 受注者は、工事の一時中止の指示があった場合、配水管工事標準仕様書1.1.8に基づき「基本計画書」を提出し、承諾を得ること。  
⇒「3-4 基本計画書の作成」参照
- (4) 発注者は、「工事（全部・一部）中止解除通知書」にて受注者に工事の一時中止を解除（再開）する日時等を通知し承諾を得ること。  
※ 中止期間の確定（一時中止の場合は、一時中止に伴う工期延長日数）
- (5) 発注者は一時中止期間の解除に当たり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- (6) 受注者は発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- (7) 増加費用は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の増加費用が発生した場合に書面にて請求を行うことができる。
  - ア 増加費用の適用は、受注者からの請求があった場合に適用
  - イ 増加費用の協議
- (8) 発注者は、受注者から一部中止に伴う増加費用についての請求があった場合は、受注者が「基本計画書」に従って実施し、実際に要した工事現場の維持等の増加費用等について協議すること。
  - ア 中止期間の確定
  - イ 実施内容の確認
  - ウ 増加費用の検討
- (9) 土木工事で中止期間が3か月を超える場合及び簡便法による算定式により難しい場合並びに土木工事以外の工事は、受注者から増加費用に係る見積りの提出を求めること。また、建築工事について、工事の全部を一時中止させて工期の延伸を行う場合、共通費率算定に用いる工期は、当該工事の一部中止期間を除く。工事の一部を一時中止させて工期を延長し、共通費の変更を行う場合、当該工事の一時中止期間に係る増加費用には率共通費に含まれない費用を計上する。
- (10) 発注者は、見積りの内容について実施内容が証明できる次の資料を基に受注者と協議すること。
  - ア 作業報告書・技術者等の給与が証明できる資料等
  - イ 見積りに対する妥当性の確認ができる証明書類

### 3-9 工事における工期の延長等に伴う増加費用等について

工事の一時中止や設計図書の変更に伴う工期の延長（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の算出について、基本的な考え方を以下に示す。

#### (1) 対象工事

発注者が、契約約款第 18 条により必要があると認め、設計図書の変更を行い、工期を延長する工事及び契約約款第 19 条により一時中止（以下「中止」という。）を行う工事とする。

#### (2) この考え方において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

ア 現場搬入済みの材料、機械等

中止以前に工事現場に到着又は搬送手配済みの材料、機械等

イ 期間要素を考慮して計上されている材料、機械等

中止指示時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（以下「原設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取扱われている材料、機械等

#### (3) 工期延長等に伴う増加費用

ア 工期延長等に伴う増加費用の算定は、工事現場の維持等の費用の明細書（中止の場合は、受注者が作成した基本計画書）に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。

イ 増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事に係る増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。

ウ 工期延長等に伴い発注者が新たに受取対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

#### (4) 増加費用の考え方

ア 本工事施行中に工期延長等をした場合の費用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

##### (ア) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

##### (イ) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

##### (ウ) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

##### (エ) 工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

##### (オ) 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む。）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。

イ 契約後準備工着手前に工期延長等をした場合

(ア) 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

(イ) 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。

(ウ) 工期延長等に伴う増加費用は計上しない。

ウ 準備工期間に工期延長等をした場合の費用

(ア) 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

(イ) 発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。

(ウ) 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

(5) 増加費用の設計書における取扱い

増加費用は、工事の設計書の中に「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として、原契約の契約金額とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る契約金額と増加費用の合算額を契約金額とみなすものとする。

(6) 増加費用の事務処理上の取扱い

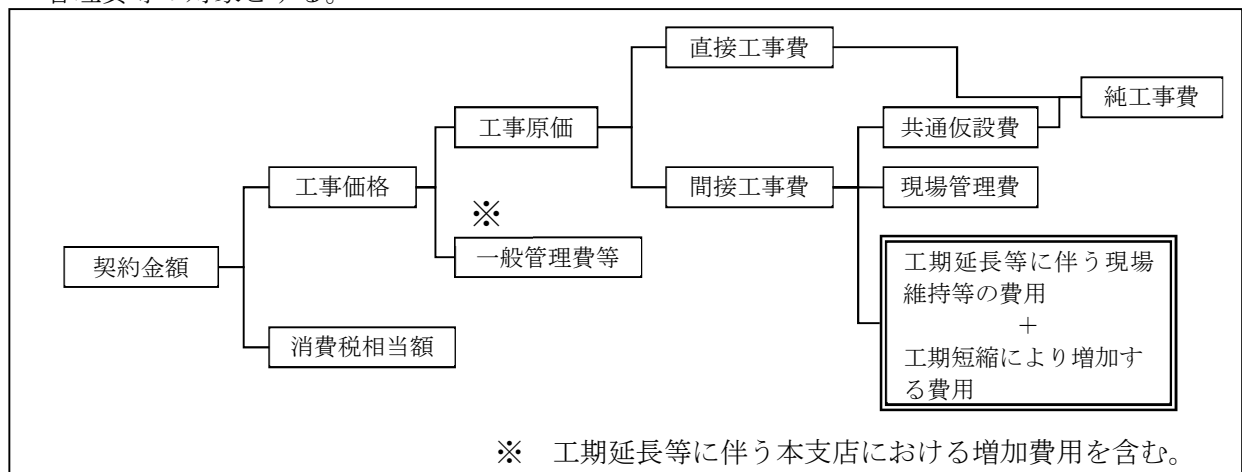
ア 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、契約変更するものとする。

イ 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。

ウ 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して、行うものとする。

(7) 増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。

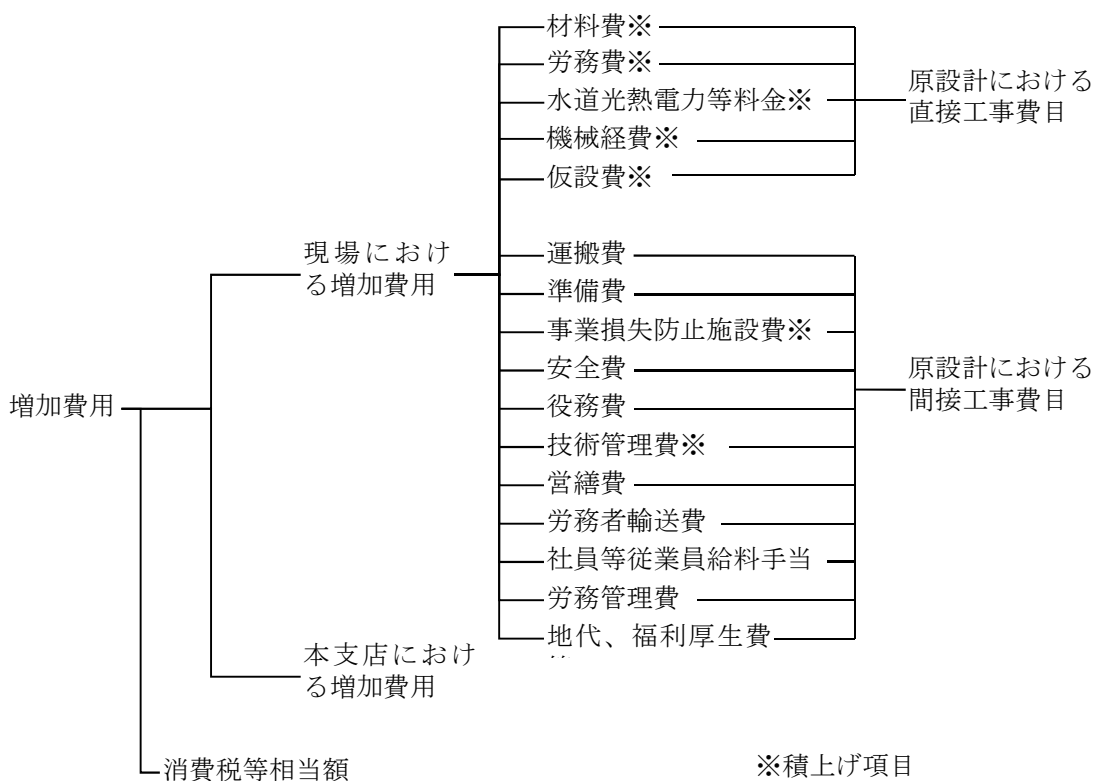


増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は、工期延長等の期間が3か月以内は標準積算（簡便法による積算）により算定し、工期延長等の期間が3か月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算（簡便法による積算）によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い、増加費用を算定する。

(8) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

標準積算（簡便法による積算）により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は、以下の積上げ項目及び率項目とする。

増加費用の構成は、次のとおりとする。



増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

ア 現場における増加費用

(ア) 材料費

a 材料の保管費用

工事を工期延長等したために、原設計の直接工事費に計上されている現場搬入済みの材料を発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

b 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために、原設計の直接工事費に計上されている現場搬入済みの材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

c 直接工事費に計上された材料の損料等

原設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

(イ) 労務費

a 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

b 他職種に転用した場合の労務費の差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における、本来の職種と従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

(ウ) 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼動(維持)させるために要する水道光熱電力等に要する費用

(エ) 機械経費

a 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済みの機械のうち原設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

(a) 工事現場の維持のため存置することが必要であること又は搬出費及び再搬入費

(組立て・解体費を含む。)が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立て・解体費、賃料・損料、管理費を含む。)

(b) 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

(オ) 仮設費

a 仮設諸機材の損料

現場搬入済みの仮設材料、設備等のうち、原設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

b 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

原設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用(補助労力を含む。)

c 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

(カ) 運搬費

a 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点で現場搬入済みの機械器具類及び仮設材等のうち発注者が原設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

b 大型機械類等の現場内運搬

原設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

(キ) 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員若しくは労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

(ク) 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

(ケ) 安全費

a 既存の安全設備に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの安全設備等のうち、原則として原設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用

b 新たな工事現場の維持等に要する安全費

原設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

(コ) 役務費

a プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

原設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

b 電力・水道等の基本料

原設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料

(サ) 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済みの調査・試験用の機器、技術者等で原設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

(シ) 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち、原設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

(ス) 労務者輸送費

原設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

(セ) 社員等従業員給料手当

工期延長等期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

a 元請及び下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用

b 工期延長等の要因発生時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用

c 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

d 工期延長となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

(ソ) 労務管理費

a 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出し、又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用

なお、専従的に雇用されていた者（以下「専従的労務者」という。）とは、元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ、当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（通勤者も含む。）とする。

b 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

(タ) 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用

(チ) 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費及び通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

イ 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

ウ 消費税相当額

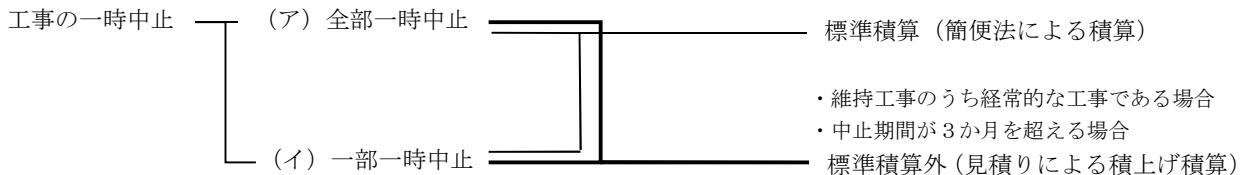
現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

### 3-10 全部一時中止と一部一時中止の違い

#### 全部一時中止と一部一時中止

契約書第 19 条では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等自然的若しくは人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施行できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知することとされている。

工事の一時中止には、(ア) 工事の全部を中止する場合（全部一時中止）、(イ) 工事の一部を中止する場合（一部一時中止）があり、契約上の取扱いや増加費用の計上方法が異なる。



一部一時中止の場合の増加費用について  
中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施行に影響がない等例外的な場合を除き、契約金額及び工期の変更を行う。

	全部一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施行できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)
契約解除できる 時期 (契約書第 45 条)	中止期間が工期の10分の5を超えるとき。 (工期の 10 分の5が 180 日を超えるときは 180 日)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後 90日を経過しても、なおその中止が解除されない とき。
工期変更	原則として、中止期間を工期延長することが 考えられる。	一部一時中止に伴う影響期間について工期延長 する。
簡便法による 増加費用の 算定方法	<p>中止期間が3か月以内の場合は標準積算(簡便法による計算式)による。</p> $G = dg \times J + \alpha$ <p>dg: 工期延長等に係る現場経費率(単位:% 小数第4位四捨五入第3位止め) J : 対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位:円 1億円以上にあつては万円止まり、1億円未満にあつては千円止まり) <math>\alpha</math> : 積上げ費用(単位:円 千円未満切捨て) 工期延長等に係る現場経費率(dg)</p> $dg = \left[ A \left\{ \left( \frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left( \frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \left( \frac{N \times R \times 100}{J} \right) \right]$ <p>N: 工期延長等日数(受注者の責めに帰す場合は除く) R: 公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A・B・a・b: 工種ごとに決まる係数(配水管工事積算基準開削編 2-13 工事における工期の延長等に伴う増加費用等)</p>	
	Nは一時中止日数	Nは一部一時中止に伴う工期延長日数

注) 簡便法の計算に使用する一時中止日数 (N) には、土日祝日及び年末年始を含んだ中止日数を用いる。



### 3-11 全部一時中止と一部一時中止の積算内容の違い

#### 算定方法の違い

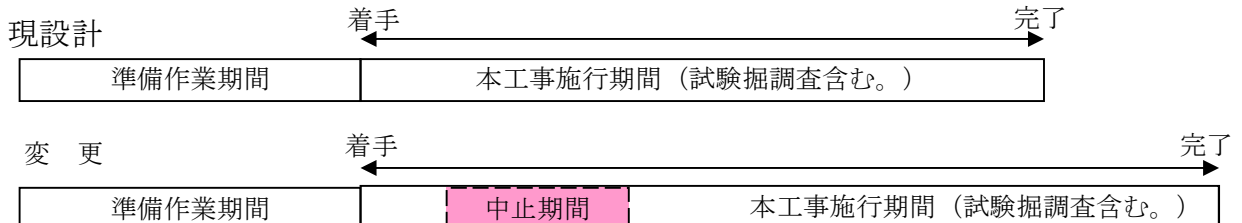
	中止期間が3か月以内の場合 → 簡便法による積算	中止期間が3か月を超える場合 → すべて積上げ積算
(工事全体が中止) 全部一時中止	<p>○率計上項目は、<b>積算基準(率計上)</b>を参照し算出する。 (社員等給与、現場事務所費用等) ※<b>標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間のN」</b>を用いる。</p> <p>○率計上項目以外は<b>積上げ積算</b>する。 (材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※<b>積上げ積算の対象期間は「中止期間」とし、必要な経費を計上する。</b></p>	<p>○すべての増加費用を<b>積上げ積算</b>する。 (社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※<b>積上げ積算の対象期間は「中止期間」とし、必要な経費を計上する。</b></p>
一部一時中止	<p>○率計上項目は、<b>標準積算(率計上)</b>する。・・・① (社員等給与、現場事務所費用等) ※<b>標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延長期間N'」</b>を用いる。</p> <p>○率計上項目以外は<b>積上げ積算</b>する。・・・② (材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※<b>積上げ積算の対象期間は「中止期間」とし、必要な経費を計上する。</b></p>	<p>○すべての増加費用を<b>積上げ積算</b>する。・・・③ ※<b>積上げ積算の対象期間は計上項目の内容に応じて判断し、必要な経費を計上とする。</b> ※<b>積上げ積算の対象期間の例</b> ・社員等給与、現場事務所費用等 ⇒ 「工事延長期間」 ・材料の保管費用、仮設諸機材の損料等 ⇒ 「中止期間」</p>

### 3-12 工事の一時中止の増加費用の適用範囲及び項目

着手指定の日から〇〇日間の場合

中止の時期			
契約後 準備作業完了	本工事施工中		
1 設計図書照査 2 工事測量 3 官公署等への手続 4 事前調査 5 工事説明会 6 その他  ○増加費用は、計上しない。 ※必要が生じた場合は発注者・受注者が協議	中止期間	～3か月以内	○簡便法による積算又は積上げ積算 (簡便法：増加費用 $G = dg \times J + \alpha$ )  ・率 (dg) ×対象額 (J) で計上 dg：一時中止に係る現場経費率 J：中止時点の純工事費 注 1) 全部中止の場合に適用(部分中止により工期延長となった場合を含む。) 注 2) 経常的な維持工事等はすべて積上げ  ・ $\alpha$ ：積上げ積算 ※3-9(8) (率分除く。)について費用の明細書に基づき発注者・受注者が協議
		3か月を超える	○積上げ積算 ※3-9(8)について費用の明細書に基づき発注者・受注者が協議
※ 中止期間が工期の5/10又は180日を超えた場合等は、契約の解除権が発生する。			


(1) 着手後中止した場合



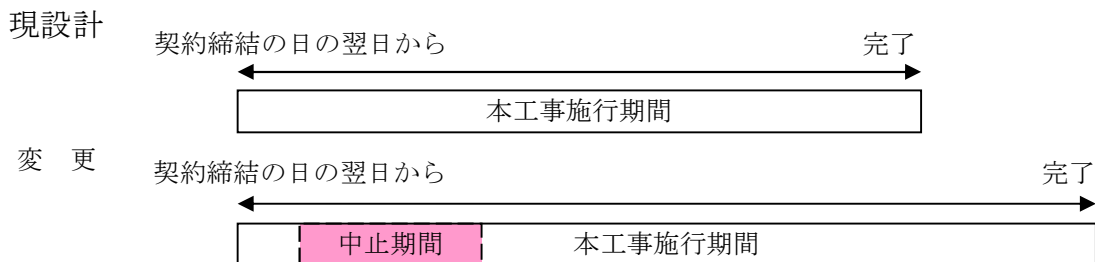
#### 増加費用

- ア 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に発注者と受注者とが協議する。
- イ 増加費用は、安全費 (工事看板の損料)、営繕費 (現場事務所の維持費、土地の借地料)、現場管理費 (現場代理人等の現場従業員手当) 等が想定される。
- ウ 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者・受注者が協議して決定する (積算については、受注者から見積りを求め行う。 )。

契約締結の日の翌日から〇〇日間の場合

		中止の時期	
			
中止 期 間	～ 3 か 月 以 内	<p>○簡便法による積算又は積上げ積算 (簡便法：増加費用 <math>G = dg \times J + \alpha</math>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・率 (dg) × 対象額 (J) で計上 dg：一時中止に係る現場経費率 J：中止時点の純工事費 注 1) 全部中止の場合に適用 (部分中止により工期延長となった場合を含む。)</li> <li>注 2) 経常的な維持工事等はすべて積上げ</li> <li>・ <math>\alpha</math>：積上げ積算 ※3-9(8) (率分除く。) について費用の明細書に基づき発注者・受注者が協議</li> </ul>	<p>※ 中止期間が工期の 5/10 又は 180 日を超えた場合等は、契約の解除権が発生する。</p>
	3 か月 を 超 え る	<p>○積上げ積算 ※10(8) について費用の明細書に基づき発注者・受注者が協議</p>	

(2) 契約締結後中止した場合



<p><b>増加費用</b></p> <p>ア 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に発注者と受注者とが協議する。</p> <p>イ 増加費用は、安全費 (工事看板の損料)、営繕費 (現場事務所の維持費、土地の借地料)、現場管理費 (現場代理人等の現場従業員手当) 等が想定される。</p> <p>ウ 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者・受注者が協議して決定する (積算については、受注者から見積りを求め行う。)</p>
--

### 3-13 基本計画書の作成例

- (1) 中止期間中の業務
  - (ア) 現場点検の実施  
一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、監督員に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておくこと。
  - (イ) 緊急時の対応  
震度4以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。
  - (ウ) 中止期間中の実施作業  
中止解除（現場着工）時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施すること。
    - (a) 現地調査  
工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督員と協議する。
    - (b) 試験掘の立会い  
企業者の試掘に対し、すべて立会い埋設箇所の確認を行う。
    - (c) 施工計画書の作成  
現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督員の承認を得る。
    - (d) 道路調整会議の出席
    - (e) 道路工事等協議書の作成  
現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。

#### 中止期間中の業務内容を明記

- (2) 中止期間中の体制  
(記載例)
  - 中止期間中の体制は次のとおりです。
    - 現場代理人・・・常駐
    - 監理技術者・・・非専任（東京都水道局工事施行適正化推進要綱・同解説による）
    - 施工担当者・・・代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、監督員と協議の上、社員を配置する。
  - また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこと。

現場作業がない、又は、非専任の場合は、給与等の請求はできない。

#### 非専任の場合は、給与等の請求はできない 中止期間中の現場体制を明記

一時中止に伴う増し分費用の基礎資料

### 3-14 簡便法による積算の計算例

工事一時中止に伴う積算方法（標準積算：簡便法による場合）

一時中止期間：60日

中止期間中の現場維持費等の費用（単位：円 千円未満切捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg：一時中止に係る現場経費率

J：対象額

α：積み上げ費用

$$dg = \left[ A \left\{ \left( \frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left( \frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} \right] + \left( \frac{N \times R \times 100}{J} \right)$$

N：一時中止日数（日）

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A・B・a・b：各工種ごとに決まる係数

工種区分：水道工事（2）

地域区分：市街地（DID補正）

（注意：以下、A、B、a、bの係数は、最新の係数を用いること）

$$A = 308.7$$

$$B = -0.1796$$

$$a = 1.1316$$

$$b = 0.3060$$

$$J = 200,000,000$$

$$N = 60 \quad \text{一時中止日数}$$

$$\alpha = 0 \quad \text{積み上げ費用}$$

$$R = 31,000$$

$$dg = \left[ A \left\{ \left( \frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left( \frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} \right] + \left( \frac{N \times R \times 100}{J} \right)$$

$$dg = 1.6841 \cdot \cdot$$

$$1.684 \%$$

中止 60 日, 積み上げ分 0 円の場合の増し分費用

純工事費	dg (%)	G (円)
50,000,000	5.051	2,525,000
100,000,000	2.863	2,863,000
200,000,000	1.684	3,368,000
500,000,000	0.887	4,435,000

※ 設計変更する変更契約金額は、落札比率を乗じること



(2) 増加費用の見積りによる場合の根拠資料例

ア 現場代理人等給料について【資料1】

(ア) 当該現場での作業内容

中止期間中間報告 ○月 総括表

現場代理人	監理技術者

月	日	曜日	作業の内容	月	日	曜日	作業の内容
○年 ○月	1	金	工事の一時中止指示	○年 ○月	15	金	現地調査 (支承物等の確認)
	2	土			16	土	
	3	日			17	日	
	4	月	現地調査 (現地測量)		18	月	現地調査 (試堀の立会)
	5	火	現地調査 (現地測量)		19	火	現地調査 (試堀の立会)
	6	水	現地調査 (現地測量)		20	水	現地調査 (試堀の立会)
	7	木	現地調査 (現地測量)		21	木	現地調査 (試堀の立会)
	8	金	現地調査 (現地測量)		22	金	現地調査 (現地照査)
	9	土			23	土	
	10	日			24	日	
	11	月	現地調査 (現地測量)		25	月	現地調査 (現地照査)
	12	火	現地調査 (現地測量)		26	火	道路調整会議 (占用企業者)
	13	水	現地調査 (支承物等の確認)		27	水	構造物位置の確認 (現地照査)
	14	木	現地調査 (支承物等の確認)		28	木	構造物位置の確認 (現地照査)

○○○(株) ○○支店

(イ) 給与等の内訳書

※ 工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除。工事再開の約1か月前から専任を再開 (別途変更基本計画書を確認)

月別給与支給明細書

【現場代理人 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	23,725	102,825	496,450
○月(9日分)	165,744	5,932	81,072	252,748
合計	1,275,444	139,804	389,547	1,804,795
対象期間平均	318,861	34,951	97,387	451,199

【監理技術者 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月				
○月	523,600	0	180,937	704,537
○月(9日分)	234,648	0	81,072	315,720
合計	758,248	0	262,009	1,020,257
対象期間平均	379,124	0	131,005	510,129

現場着手のめどが立ったことから、○月に変更基本計画書を提出し、監理技術者を専任に変更した。

(ウ) 給与明細等の資料 (各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)

○ 給与支払報告書 (個人別明細書) (市区町村提出用)

支払を受ける者 住所 東京都〇〇区〇〇△丁目〇番地〇号	氏名 氏名 〇〇 〇〇
種別 給与 369,900	給与所得控除後の金額 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額
控除対象配偶者の有無等 配偶者特別控除の額 扶養親族を特定する老人 その他特別控除の額 障害者の数 (本人を除く) 社会保険料等の金額 生命保険料 地震保険料 住宅借入金等特別控除の額	控除対象配偶者の有無等 配偶者特別控除の額 扶養親族を特定する老人 その他特別控除の額 障害者の数 (本人を除く) 社会保険料等の金額 生命保険料 地震保険料 住宅借入金等特別控除の額
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額 円 国民年金保険料等の金額 円 配偶者の合計所得 円 個人年金保険料の金額 円 延長期間等控除料の金額 円	
未成年者 本人が障害者 その他 職業別 勤労学生 災に遭った者 外国人 退職 年 月 日 明 大 昭 平 年 月 日	受給者 生 年 月 日 年 月 日 明 大 昭 平 年 月 日
支払者 住所 (居所) 又は所在地 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇 氏名又は名称 〇〇〇〇(株) 〇〇支社 (電話)	

平成〇〇年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所 東京都〇〇区〇〇△丁目〇番地〇号	氏名 氏名 〇〇 〇〇
種別 給与 369,900	給与所得控除後の金額 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額
控除対象配偶者の有無等 配偶者特別控除の額 扶養親族を特定する老人 その他特別控除の額 障害者の数 (本人を除く) 社会保険料等の金額 生命保険料 地震保険料 住宅借入金等特別控除の額	控除対象配偶者の有無等 配偶者特別控除の額 扶養親族を特定する老人 その他特別控除の額 障害者の数 (本人を除く) 社会保険料等の金額 生命保険料 地震保険料 住宅借入金等特別控除の額
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額 円 国民年金保険料等の金額 円 配偶者の合計所得 円 個人年金保険料の金額 円 延長期間等控除料の金額 円	
未成年者 本人が障害者 その他 職業別 勤労学生 災に遭った者 外国人 退職 年 月 日 明 大 昭 平 年 月 日	受給者 生 年 月 日 年 月 日 明 大 昭 平 年 月 日
支払者 住所 (居所) 又は所在地 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇 氏名又は名称 〇〇〇〇(株) 〇〇支社 (電話)	

※個人番号 (マイナンバー) は黒塗りし、提出すること。

イ 福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

(ア) 経費別支払調書 (平成〇〇年 〇月分)

項目	細別	支払先	金額	備考
事務用品費	コピー代	〇〇〇(株)	37,000	
通信交通費	連絡車	(株)〇〇〇リース	22,500	
現場事務所	レンタルハウス	〇〇〇〇(株)	38,000	
合計			97,500	

(イ) 事務用品費の証明書類について (請求書の例)

請求書

〇〇〇株式会社 御中

平成〇〇年〇〇月〇〇日

※弊社よりお知らせしている貴社コードを記入してください  
取引コード

住所 東京都新宿区西新宿〇〇丁目〇番地

会社名 株式会社 〇〇〇リース  
代表者 東京 太郎  
TEL 03-5320-5217

今回請求金 ¥23,625  
請求番号 1 | 2 | 3 | 4

工事名等 〇〇〇〇工事 名称 マンテナンスカウンター料

※出来高請求の場合には、名称欄に当月末の出来高累計及び今回請求金額を記載してください。

月日	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	ライトバン	3	日	7,500	22,500	
	値引き					
	消費税				1,125	

※注文書の契約事項を記入してください。

契約番号	年 月 日
契約年月日	
契約金額	
増減金	
差し引き計	

※〇〇会社使用欄 (記入しないでください)

請求額累計	
支払率 %	
前回	
支払金	
今回	
累計	
精算	
1.払切 2.内払( )回目 3.精算	

経理担当 所属 営業所等



(ウ) 経費支払 集計内訳調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所
○月	7,850		22,500	38,000
○月			22,500	38,000
○月	27,648		22,500	38,000
○月		37,000	22,500	38,000
○月(9日分)		13,935	7,500	11,032
合計	35,498	50,935	97,500	163,032

※提出する資料のうち、増加費用の根拠となる項目以外の記載については黒塗り等での提出も可とする。

ウ その他の積み上げ項目について

受注者は、「3-9 工事における工期の延長等に伴う増加費用等について(8)工期延長等に伴う現場維持等に要する費用(標準積算)」で定める率計上項目以外を請求する場合は、様式を適宜定め提出する。

### 3-16 様式

#### (1) 受注者提出用

- ア 請求・通知・報告・協議書
- イ 報告書
- ウ 承諾書（契約変更承諾の場合）
- エ 基本計画書

#### (2) 発注者提出用

- ア 工事（全部中止・一部中止・中止継続）通知書
- イ 工事（全部・一部）中止解除通知書
- ウ 回答書（協議について承諾しない場合）
- エ 工事請負契約変更協議書

※（1）イは本要領の様式を参照すること。それ以外の様式については、「水道工事用書類・様式の記載例集」を参照すること。

文書番号 (工事番号)			
<h1>報 告 書</h1>			
(発注者宛)	平成 年 月 日		
殿	住所	受注者	氏名
			⑩
	[ 法人の場合は名称 及び代表者の氏名 ]		
平成 年 月 日付一時中止に伴う増加費用の見積書を下記のとおり提出します。			
文書番号 (契約番号)			
工 事 件 名			
工 事 場 所			
契 約 金 額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )		
契 約 年 月 日		工 期	
[ 報告 ] 内容 一時中止に伴う増加費用の内訳書 例) 現場代理人の月別給与支給明細書類 経費支払調書 事務用品費の証明書類			
監理業務受託者	事務所名	担当者名	⑩